

書式と墨書媒体

— 神祇令集解孟夏条の議論から —

渡 辺 晃 宏

はしがき

『令集解』の明法家たちの議論は、ともすれば実態を離れた観念的な議論に陥る傾向がある。比較的現実に即した議論を行うことが多く、律令制の実態を考えるのに大事な情報を提供するといわれる大宝令の註釈書古記においてもその傾向がないわけではなく、令釈、『令義解』へと多くの解釈が受け継がれていく中で、それは顕在化してくる。一方、令釈と同じ延暦期にそれよりやや遅れて生まれた跡記や穴記には、いわば議論のための議論が多くみられ、特に穴記には、机上の空論といつてよい場合も散見し、実態との乖離さえ厭われないようになる。律令国家の実態解明への貢献度に疑問符が付けられることさえある。

しかし、だからといって彼らのそうした議論が日本古代史の解明に寄与する部分が少ないかという点、必ずしもそうとはいえない。なぜそのような議論が行われるようになったのかを考えることは、やや遠回りではあるけれども、彼らの意識の解明を通じて、実態解明に結び付く場合がある。しばし彼らの論理の展開に耳を傾けてみることも必要ではなからうか。

本稿は、神祇令における祭の読み順という一見些細な議論を手がかりに、墨書媒体が文書の書き方、ひいてはその読み方に影響を与えていた可能性を臆測してみたものである。書式と墨書媒体と名づけた所以であるが、いささか羊頭狗肉の趣のある論となることを初めに諒とせられたい。

一 孟夏条の読み順をめくって

神祇令には、公的に行われる神祇諸祭を、月ごとに掲げる規定があり、孟春・仲夏・仲秋・孟冬を除く八ヶ月について、それぞれ二つないし四つの祭が列挙されている。『令義解』や『令集解』が引く条文からは、各月の祭の順序は自明のように見えるが、二祭しかない月は別として、三祭あるいは四祭を列挙する月については、養老令の本文は必ずしも『令義解』や『令集解』から知られる順序を意図して規定しているわけではなかった。例えば、孟夏条には、神衣祭、大忌祭、三枝祭、風神祭の四つの祭が列記されているが、明法家の間でも読む順序について意見が分かれており、養老令の本文は別の順序でも読める書式で書かれていたことがわかる。そのことを端的に示すのが、神祇令孟夏条の風神祭の部分に付された各明法家の解釈である。以下、順に検討してみよう。

まず、神祇令孟夏条義解は、孟夏の四祭を読む順序について、次のように述べる。

〔義解〕（前略）凡読^二此四祭^一者、先読^二神衣^一、其次三枝、其次大忌、其次風神。即与^二公式令連署義^一同。

以下諸祭亦准^二此例^一也。（『令集解』における引用（謂）も末尾の「也」を欠く以外は異同なし）

また、同条集解における各明法家の解釈は次の通りである。

〔令釈〕 釈云、（中略）又云、凡諸祭次第、具列如左。

孟夏、神衣祭、三枝祭、大忌祭、風神祭。以下放^レ此。

〔跡記〕 跡云、文読次第、神衣祭、大忌祭、三枝祭。（以下略。後述）

〔穴記〕 穴云、孟夏・仲冬等注、先読^二上二件^一了、乃至^二下注^一為^レ長。

〔穴記二云〕 一云、神衣、次大忌、次三枝。（以下略）

義解・令釈・穴記は、神衣祭↓三枝祭↓大忌祭↓風神祭の順がよいとし、跡記・穴記一云は、神衣祭↓大忌祭↓三枝祭↓風神祭、の順とする。ここで議論が分かれているのは、三枝祭と大忌祭のどちらを先に読むかで、最初が神衣祭で、最後が風神祭であることは動かない。二番めと三番めの順序が論点になっているわけである。その理由は穴記に「先読^二上二件^一了、乃至^二下注^一」とあることから明らかである。すなわち、養老令において孟夏の四祭は、縦方向を行、横方向を段と呼ぶならば、一行四段ではなく、二行二段に列挙されていたのである。

では、具体的にどうだったのか。義解は、神衣祭↓三枝祭↓大忌祭↓風神祭の順で読む根拠として、「公式令連署義」を挙げる。連署の義とは、例えば公式令解式条で、年月日の次に、二段に分けて式部省の四等官が連署を加える際に、上段に卿・大輔・少輔が、ついで下段に日下に署す大録を除く大丞、少丞、少録が順に署す時のような方法、つまりまず上段を右から左へ、ついで下段を右から左へ、という順序をいうのである。したがって、孟夏の四祭は、一行割書きか二行書きかは別として、次のように書かれていたことになる。

神衣祭 大忌祭

三枝祭 風神祭

義解・令釈・穴記は、段を優先してまず一段めを右から左へ、次いで二段めを右から左への順に読む（このような読み方を、以下、段読みと呼ぶ）。一方これと対立する跡記・穴記一云は、行を優先してまず一行めを上から下へ、次いで二行めを上から下への順に読む（このような読み方を、以下、行読みと呼ぶ）わけである。

それでは他の月はどうだったのであろうか。『令集解』は、今養老令における書式を推定した孟夏条の四祭を、神衣祭

↓大忌祭↓三枝祭↓風神祭、の順に並べて各明法家の註釈を収録していた。そうであれば、例えば季夏条の三祭（月次祭・鎮火祭・道饗祭）を、『令集解』は月次祭↓鎮火祭↓道饗祭の順に収録しているから、養老令において季夏条は、

月次祭 鎮火祭

道饗祭

のような書式で規定されていたと考えることができる。

各明法家はこれをどのような順序で読んだのであろうか。義解は、孟夏条の読み方について、「公式令連署義」を根拠に挙げた上で、「以下諸祭亦准此例」とし、令釈も「以下放レ此」と述べるのであるから、義解・令釈・穴記は、孟夏条以外についても、段を優先して段読みを行ったはずである。そうとすれば、月次祭↓道饗祭↓鎮火祭の順に読んだと考えざる得ないことになる。

一方、行を優先して行読みを行う跡記・穴記一云には、行優先を他条に及ぼすか否かの言及は特にないけれども、特段の言及もないまま読み方の方針を変えんとするのは不自然であり、月次祭↓鎮火祭↓道饗祭、すなわち『令集解』が註釈を集成する順序で読んだと考えると大過あるまい。

ここで注目したいのは、季夏条（それに季冬条も）をこのように行読みで読む根拠として、「又季夏・季冬、道饗祭是晦。故云、是説為_レ長也。」という註釈を施す説があることである。道饗祭は晦日に行われるから最後に読むのが適切といふこの主張がもし正当であるとすれば、段読みを主張する立場の説は、祭日の順序と本条の祭の順序が逆転してしまう事態に気付かなかつたのであろうか。また、気付いていたならどう説明していたのであろうか。

道饗祭は、都城の四隅（『令集解』令釈は、「京四方大路最極」とする）で「鬼魅」が侵入するのを防ぐために行う祭であり、宮城の四隅（『令義解』は「宮城四方外角」とする）で火災を防ぐために行う鎮火祭と同日の六月と十二月の晦日に行うとされるが、鎮火祭については、祭日がそのように固定化するのは院政期になってからのことであるという²。養老令段階の実態はよくわからないが、平安時代の鎮火祭の祭日が六月と十二月の晦日に固定している道饗祭や鎮火祭の祭日が六月と十二月の晦日に固定していたとは考えにくい。むしろ、養老令における本来の読み順が、養老令段階における鎮火祭と道饗祭の執行順序を考える際の参考に用いられるべきなのではなからうか³。

二 仲冬条の読み順をめぐる

孟夏条における『令集解』諸説は、孟夏条の四祭と並んで、もう一つ仲冬条の三祭の読み順も議論の対象としているので、これも検討しておきたい。仲冬に行う祭とされるのは、『令集解』の記載順に挙げれば、上卯相嘗祭、下卯大嘗祭、寅日鎮魂祭の三祭である。相嘗祭は十一月の最初の卯の日（上卯）が祭日、大嘗祭はその次の卯の日が祭日で、その前日の寅の日に行われるのが鎮魂祭であるから、『令集解』の後二者の記載順は、暦の順序とは合致しない。仲冬条の読み順を論じているのは跡記と穴記、及び穴記一云である。

まず、跡記は次のように述べる。

〔跡記〕（前略。先に引用済）但仲冬処擣_レ上対_レ下耳。寅日在_二三分之中_一耳。

これは、養老令における仲冬条本来の書式を示唆する重要な指摘である。仲冬条の規定の三祭の列挙は、一般に次のように考えられている⁴。

上卯相嘗祭 下卯大嘗祭

寅日鎮魂祭

しかし、これでは跡記後段の「寅日在二分之中」が解釈できない。「寅日」とは「寅日鎮魂祭」の記載をいうが、この記載方法では、「寅日鎮魂祭」が「二分之中」にあるとはいえないからである。それではどのように記されていたのであろうか。「搆^レ上対^レ下」の部分はやや熟さない表現のように思われるが、上下二段に記されていることをいうのは間違いない。上に二項目が並べられ、下の項目と向かい合っているという意であろう。そして、下にあるその項目が、「二分之中に在り」とされた「寅日」、すなわち寅日鎮魂祭であるのは明らかであろう。「二分之中」もややわかりにくいだが、「上卯相嘗祭」の行と「下卯大嘗祭」の行の間を二分する位置と解してはいかがであろうか。すなわち、つぎのような記載が想定できるのではないかと考えるのである。

上卯相嘗祭

寅日鎮魂祭

下卯大嘗祭

つまり、「寅日鎮魂祭」は、「下卯大嘗祭」に関連する祭として、その右脇に付加する形で記されていたのではないか。このような書式であれば、段読みか行読みかを顧慮する必要は全くなく、上卯相嘗祭↓下卯大嘗祭の順序は自明のも

のとなろう。

次に、穴記と穴記一云について述べる。穴記と穴記一云については、註釈の帰属の理解に検討を要する部分がある。そのため、煩雑ではあるが、穴記に関連する当該部分を逐一読み進めていくことにしたい。穴記に関連する部分について、本文を適宜区切って番号を付して掲げると次のようになる（一部先の引用と重複）。

穴云、

①孟夏・仲冬等注、先読^二上二件^一了、乃至^三下注^一為^レ長。一云、

②神衣、次大忌、次三枝。

③仲冬注、相嘗、次大嘗、次鎮魂也。

④但先読^二寅日祭^一、乃可^レ読^三下卯祭^一。而先読^二大嘗^一者、依^二職員令所^レ次先後^一耳。

⑤又季夏・季冬、道饗祭是晦。故云、是説為^レ長也。新令問答篇所^レ次、又律目録篇所^レ次、並亦如^レ之。

難解な要因は、「一云」がどこまで続くかがやや曖昧な点にある。この点に言及する先行研究としては、岩波『律令』神祇令補注四⁵a（以下、岩波補注）があるので、これに沿う形で検討してみたい。

①が穴記、②は穴記一云、すなわち穴記が引用する別解であるのは言を俟たない。①の穴記は、仲冬条も、孟夏条と同様に、上下二段に書かれたものを上段から読む、すなわち、前述した段読みを適用すべきだという。これに対し、②穴記一云が、孟夏条について行読みを主張する点は、前述したとおりである。

③の帰属について岩波補注は、②と③を連続するものとして、穴記一云と解している。この点については異論はない。仲冬条の読み方を具体的に述べており、相嘗祭、大嘗祭、鎮魂祭の順だとする。段読みなのか行読みなのかは明示されていないが、②の孟夏条の読み方から類推すると、行読みであろうとの想定が可能である。

問題は④以下である。まず④については、岩波補注は「穴記、もしくは一云の説」として、この部分が穴記なのか、穴記一云なのかについての明言を避けている。そして、そのあとの⑤については、穴記の説と解している。このことは、養老令本来の読み方の(三)として、穴記の読み方を「孟夏・仲冬条は(一)(筆者註・義解・令釈など、上段の二つを先に読み、次に下段の二つを読む説。段読み説)でよいが、季夏・季冬条は(二)の順(筆者註・穴記一云な

ど、上右・下右・上左・下左の順に読む説。行読み説)に読むべしとする説。」と総括していることから明らかである。⁶⁾

記載形式からすると、②から始まる穴記一云が途切れ、④や⑤が穴記の本文であることを明言する言葉はないから、「一云」以下の②から⑤までを全て穴記一云とするのが最も単純な理解である。しかし、②③が穴記一云であることは問題ないとして、④⑤もそうであるかどうかは確かに一考の余地はある。この点は引用を明記する言葉がない以上、注釈の内容から判断するしかない。そこで、④⑤を具体的に読み解いてみよう。

まず、③に「但」でつながる④については、直前の③を直接受けているのは明らかであるから、穴記一云が続いていると解するのが形式上は自然である。内容からみても、①に続くとみるよりは、③で仲冬条の注は、相嘗祭、大嘗祭、鎮魂祭の順で読むべきであったのを受け、その順序について議論を展開し、大嘗祭を先に読む理由を補足的に説明しているとみることができる。しかしながら、岩波補注が④を「穴記、もしくは一云の説」として断定を避けているのは一つの見識であり、少なくとも④の内容からだ

けではないずれか一方に俄には決め難い。④が行読み、段読み、いずれの立場になっているかがわかれば、④が穴記なのか穴記一云なのかはわかるはずであるが、詳細の説明は省くが、残念ながら④の帰属をその内容から確定するのは困難なのである。

それでは、④の帰属を考える手立てはないかというところ、諦めるのはまだ早い。本来の養老令の書式がわかれば、④が段読みを主張しているのか、行読みを主張しているのかわかるはずである。それならば前述した跡記から推定したところが根拠になり得るであろう。

跡記によれば、養老神祇令仲冬条の三つの祭は、次のように並べられていたと考えられる。

上卯相嘗祭
下卯大嘗祭
寅日鎮魂祭

一方④のこのあとの論の展開を追うと、祭の暦上の実施順としては、十一月の最初の卯の日（上卯）に行われる上卯相嘗祭、上の卯の次の寅の日に行われる寅日鎮魂祭、鎮魂祭の翌日の下卯の日（三卯の場合は中卯）に行われる下卯大嘗祭の順であるのに、この順序とは逆に「先読「大嘗」、すなわち下卯大嘗祭→寅日鎮魂祭の順に読むのはなぜかと

いう問いを立てている。ここで問題になっているのは、規定の文字面をどの順序で読むかということなので、④はこの文面を縦に読んでみるとみてよいであろう（厳密にいえば、跡記の説くところでは、「寅日鎮魂祭」は「上卯相嘗祭」と同じ行ではなく、「下卯大嘗祭」の行との行間にあるが、このことに注目しているのは跡記だけで、他説には言及がないから、④も「上卯相嘗祭」の同行の直下にあると理解していた可能性が高いのではないか）。そうであれば、④は行読み説に相当することになるから、穴記一云とみてよいのではなからうか。

さて、それでは相嘗祭の次に大嘗祭を読む理由を④はいかに説明しているか。「職員令所^レ次先後」、すなわち職員令の並び順というのは、岩波補注も指摘するように、職員令神祇官条における神祇伯の職掌に「掌、神祇祭祀、祝部神戸名籍、大嘗、鎮魂、御巫卜兆、惣^レ判官事」。余長官判事准^レ此。」とあって、大嘗→鎮魂、の順序になっていることを指すのであろう。しかし、この説明はかなり苦しいものがある。大嘗祭も鎮魂祭も天皇が行う重要な祭で両者は密接不可分の関係にあるが、祭の重要性や規模からいえば、大嘗祭の前提となる前日の鎮魂祭よりも、本祭ともい

うべき翌日の大嘗祭が先になるとは当然のことであつて、
なにも神祇官条を引用しなくても自明のことであろう。④
はこの順序を立証する法源となり得る条文として敢えて職
員令神祇官条を挙げたようで、いわば牽強附会の趣が濃厚
であると思う。そもそも、段読みがよいか行読みがよいか
は、単純な読み方上の問題であつて、そう読むことにより
曆上の順序に合致するからとか、他の条文にそうあるから
とかで説明すべき事柄では本来ないであろう。明法家たち
の時代にはもう忘れ去られてしまつてゐる書式と読み方の
原則があつて、それに基づいて列挙されてゐるのであるか
ら、いわば読み方の理由を後付けしてゐる穴記一云の議論
は、本末転倒ということになるであろう。

さて、次に⑤について述べる。⑤も④と同様に、読み方
の根拠を挙げる文章であり、岩波補注はこの部分は穴記に
戻ると考へており、⁸そう理解すると穴記は孟夏・仲冬条は
段読み（岩波補注の分類の（一））、季夏・季冬条は行読み
（同（二））という定見のない理解をしてゐると考へざるを
得なくなるが、はたしてそれでよいのであろうか。①から
明らかなように、穴記は基本的に段読み説をとるのに対し、
穴記一云は、行読み説の立場に立つことが②③からわかる。

⑤において道饗祭が晦日に行われることを取り上げるの
は、季夏条・季冬条で最後に読まれるべきことを根拠付け、
「是説」が優れていることを示すためである。そうであれば、
「是説」は行読みの立場を取る説を指すと考へなければな
らない。穴記と穴記一云のうち、行読み説に立つのは穴記
一云である。したがつて、⑤を穴記と捉えるならば、自説
と対立する説を補強する根拠を挙げていることになつてし
まう。そうであるならば、⑤はこれを無理して穴記と捉え
るよりは、行読み説に立つ穴記一云が自説を補強してゐる
と解する方がはるかに自然である。

以上、仲冬条に関する穴記関連の煩雑な説明に終始した
が、①が穴記、②③⑤が穴記一云であるのは大方の理解を
得られることと思う。④については、穴記の可能性も皆無
ではないが、論の展開からは穴記一云の可能性が高いと考
えられる。加えて⑤が穴記一云で、祭の読み順の根拠につ
いて④と一連の議論を行つてゐること、②③で穴記一云の
引用が終わつて穴記に戻る文言がないことから考へて、④
のみ穴記に戻ると考へるよりは、②以下⑤まではひと続き
の穴記一云と理解するのが最も素直な解釈であろう。

三 木簡にみる段読み

前章では、神祇令における祭の読み順について、明法家の各説を詳細に検討した。その結果、仲冬条の理解にはやや不明瞭な点も残るが、仲春条から季冬条までで三つ以上列挙された場合の祭の読み順についての明法家各説の立場について、次のように分類できることが明らかになった。

段読み・令義解、令釈、穴記

行読み・跡記、穴記一云

時代順にみるならば、令釈（段読み）↓跡記（行読み）↓穴記（段読み）・穴記一云（行読み）↓令義解（段読み）となり、一見錯綜しているように思われる。しかし、これらを集めた『令集解』は本稿でいう行読みの順に神祇令本文を挙げ註釈を集成しているから、最終的には、行読みに落ち着くとみてよい。これらは全く意味もなく二つの立場が入り乱れているのではなく、そこには何か歴史的な意味が潜んでいるのではないだろうか。

行・段に分けて列挙する史料自体が多くなく、しかもそれをどの順で読んだか（書いたか）ということがわかる史料となると、それほど多くはないであろう。ここではいく

つかの木簡に注目したい。

木簡A

加須津毛瓜 加須津韓奈須比

進物 醬津毛瓜

醬津名我

右種物^四

九月十九日

253.33.4 011 (『平城京木簡1』110五)

これは、長屋王家木簡の一点で、平城遷都直後の七一〇年から七一七年頃までのものである。奈良漬けのルートともいうべき粕（加須）漬けのトウガン（毛瓜）とカラナスビ（韓奈須比）、醬漬けのトウガンとミョウガ（名我）の四種類の漬物を長屋王の許に届けた際の送り状とみられる木簡である。

四種類の漬物を列挙するのであるから、本来なら二行二段に書くのが書式としては整っている。ところがこの木簡の場合、一段目に三つ、二段目右端に一つの漬物を書いた状態で終わっている。この状態を迎えるには、常識的に考えて、一段めの三種類を右から順に加須津毛瓜↓醬津毛瓜↓醬津名我と書き、次いで二段め右端の加須津韓奈須比を書いたと考えるしかないであろう。もし初めに加須津毛瓜↓加須津韓奈須比と行を優先して書いて二行めの醬津毛瓜

に移ったのならば、その次はその真下に醬津名我を書くはずで、一段め左端を先に埋めるとは考えにくい。恐らく五種類ないし六種類を列記することを想定して一段目を三行に割って書き始め、二段めに移って四つめを書いたものの、四種類であることが明らかになって記載を止めたため（種類の数が「四」と追記されていることもこれと関係するのかも知れない）、今見るような異例の記載となつて残つたのであろう。以上から、この木簡は段を優先して書かれてゐることの明らかな例といえる。

次の木簡も段を優先して書いている例とみられる。

木簡B

(表)

池辺波利 大島高国
 中宮職移兵部省卿宅政所 太宿奈万呂 川内馬飼夷万呂
 杖部廣國 日下部乙万呂
 秦金積 太東人

八多徳足 史戸廣山
 村国虫万呂 大荒木事判
 東代東人 太屋主
 山村大立 陽侯吉足

裏 狭井石楯
 馬国人
 他田神
 (護カ)

右十九口舎人等考文銭人別三文成選六文又官仰給智
 識銭人別一文件銭今早速進来勿意綴
 大馬
 少進 天平八年八月二日付舎人刑部望麻呂

261.423.011 (平城京木簡三) 四五一三)

これは二条大路木簡の一点で、中宮職から藤原麻呂宅に出向していた十九人の中宮舎人の考文銭と智識銭の納入について、中宮職から藤原麻呂宅の家政機関に宛てた七三六年(天平八)年の督促状の木簡である。表面に四行四段計十六人、裏面に残りの三人を一段に記す。表面を見る限りは行優先か段優先かを判断する術がないが、裏面を三人を一段に書いているわけであるから、段が優先されていることは明瞭である。

次の木簡もこれと同様の理解が可能であろう。

木簡C

(表)

津嶋連生石 春日掠人生村宇太郡
 召急 山部宿祢東人平群郡 三宅連足嶋山辺郡
 忍海連宮立忍海郡 大豆造今志広背郡

裏 刑部造兄人 和銅六年五月十日使葦屋
 小長谷連赤麻呂 右九 掠人大田 充食馬
 小長谷連荒当志貴上郡

168.29.6.011 (平城宮発掘調査出土木簡概報 (一〇))
 五頁上段 (三三)

平城宮東院南面の二条条間大路南側溝から出土した、大倭国に本貫地をもつ九人の官人の召喚状の木簡である。木簡Bと同様に、裏面の記載から見て、表面の六人も段ごとに読むのであろう。本貫地の記載のない表面の津嶋生石は平群郡、裏面の刑部兄人と小長谷赤麻呂は志貴上郡をそれぞれ本貫地とする官人とみることができ。

また、次の木簡はどうであろうか。

木簡D

(表)米五斗 大豆一斗 小豆二斗 薪廿束

糲米五斗 大角豆二斗 炭二石 胡麻子一斗

(裏)胡麻油一斗 新小麦一石 扞櫃二合

糖一斗 小櫃二合 合十三種

301・28・4 032 (『平城宮発掘調査出土木簡概報(二十二)』)

一五頁上段(九六)

これも二条大路木簡の一点で、十三種類の物品とその数量を書き上げて、内(皇后宮か)に報告した七三六年(天平八)の文書木簡である。この木簡の場合は、断言はできないものの、行優先で米→大豆→小豆→薪→糲米→大角豆→炭→胡麻子→胡麻油→新小麦→扞櫃→糖→小櫃の順とみるよりは、段優先で米→糲米→大豆→大角豆→小豆→炭→薪→胡麻子→胡麻油→糖→新小麦→小櫃→扞櫃と考えた方

が、品目の列举順により多くの関連性を見出すことができるようになる(矢印のゴチック部分⁹⁾)。

全貌はわからないが次の木簡も段優先とみられる。

木簡E

(表)式部省召 中務省 陰陽寮
右大舍人寮 内薬司 右省

(三九)

閏□月十六日

198・95・4 081 (『平城宮木簡七』一一八八一)

この木簡は、平城宮中央区朝堂院東北隅の整地土から出土したもので、式部省が中務省とその被管官司に宛てた召文木簡である。八世紀の閏三月には複数の可能性があるが、七三三年(天平五)の可能性が最も高いと考えられている。中務省とその被管の一職・六寮・三司の職員令における記載順は、**中務省**、**中官職**、**左大舍人寮**、**右大舍人寮**、**図書寮**、**内蔵寮**、**縫殿寮**、**陰陽寮**、**画工司**、**内薬司**、**内礼司**、であり、この木簡に見えるのはゴチックの四つであるから、段優先とみた場合の並び順に合致している。この木簡も段優先であることが明確な記載の事例といえよう。

この他、平城京右京一条二坊四坪の井戸SE三二四二の井戸枠に転用されていたある現業官司の職員を列举した大

型の歴名木簡（『平城宮発掘調査出土木簡概報（四十四）』一六頁上段（一三五）。長大かつ組が煩瑣になるため釈文は省略）の場合も、段優先で記された木簡の例である事が明白である。七段にわたって位階の高い方から順に、適宜位階・官職を付して姓名を列挙するが、縦長であることを考えれば、同じ内容を行優先で記すよりははるかに視覚的にも理解しやすい記載になることが理解できよう。この木簡の場合は、書く際の都合とともに、書き上げた後の見やすさも考慮した書式の選択といえることができる。

四 段読み・行読みの推移と木簡・紙

紙の文書の場合はどうであろうか。段組の古い事例として真つ先に思い浮かぶのは、戸口を三段に記す大宝二年の御野（美濃）国戸籍であるが、この場合は、戸口の歴名部分が行優先で書かれているのは明瞭であろう。相当行数の記載になることが予測される場合に段ごとに記載していくとすれば、どの行で段を折り返すかの綿密な計算が必要になる。紙の場合は筆記スペースに限界があるわけではなく（不足したとしても最悪継ぎ足せばよい）、終わりを気にす

る必要はないのだから、一行ずつ完結させて書いていく方がはるかに実用的で効率的な書き方といえるであろう。

しかし、それならば紙の場合に全て行優先で書くかというところ、そうではない。例えば、御野国戸籍の場合も各戸の冒頭に戸の等級・戸主名・戸口数を記したあと、戸口の年齢区分・身分の内訳を二行割書の形で記している。御野国味蜂間郡春部里戸籍の国造族皆麻呂の戸の場合を例示すれば次のようである。

上政戸国造族皆麻呂戸口卅六 正丁五 小子七 并廿一次女二
兵士一 緑児八 正女八 小女十

|| 緑女一 并廿三 正婢一
|| 著女二 正奴一

（正倉院文書正集三二(1)、『大日本古文書』一一一頁）¹⁰⁾

一行三段の「并廿一」が一・二段の四項目、正丁・兵士・小子・緑児、すなわち男の小計、一行六段の「并廿三」が、二行三段の正女から五段までの五項目、正女、次女、小女、緑女、著女、すなわち女の小計であるのは明らかである。男女別の内訳の後に、奴婢が正奴、正婢として列記されていて、二行六段↓一行七段の内容の連続も明白である。これに続く具体的な戸口の記載は行優先で記されているが、内訳の部分は段を優先して記されているのである。

同様の書式は、やや時代が降る七二六年（神龜三）の山背国愛宕郡出雲郷雲下里計帳にも見え、例えば戸主出雲臣麻呂の戸冒頭の集計部記載は次のように書かれている。

戸主出雲臣麻呂戸

去年帳定良賤口肆拾壹人 男十二 奴七
女十一 婢十一

帳後新附式人 緑子

今年計帳定見良賤大小口肆拾參人 男十四 奴七
女十二 婢十

不課口肆拾式人 旧冊
新二

男式拾人 舍人一 資人一 緑子三
使部二 小子六 奴七

女式拾式人 妻一 少女一 婢十
丁女四 小女六

〔正倉院文書正集二(3)、「大日本古文書」一、三七一―三七二〕

戸口の男女・奴婢別内訳は、男↓女↓奴↓婢の順に読むべきであるから、段を優先しているのが明らかである。また、男女それぞれの内訳の部分も、男はまず出仕者を挙げ次いで年齢順に、女は妻を挙げたあと年齢順に読むのが妥当であろうから、いずれも行ではなく段を優先して書かれていることがわかる。

これらにおいて、なぜ段を優先する書式を取ったかといえば、割書としてこの行に収めることを考慮した結果と考えることができよう。前述のように紙の奥に向けて列記する際に行ごとに完結させるほうが書きやすいのと同じ理屈で、紙の下部に向けて列記していくにあたっては、段ごとに完結させて書く方が、行の折り返しをどこで行うかを気にせずに書いていける利点があるわけである。

本稿一・二で縷述した神祇令諸祭の読み方で、段読みが生まれる理由も、ここに解決のヒントがありそうである。列記すべき項目が多くなれば、御野国戸籍の戸口のように、行ごとに完結させて行優先で書くのが書きやすさかろう。しかし、三つとか四つの項目を列記する場合には、割書の際に一行に収める場合に取られる段優先の書式が念頭に置かれ、それに準じた段ごとに記す方式が用いられたのである。また、二項目の場合には左右に並べて書くのが普通であるから、段ごとの書式にはそれから派生する書式という一面もあるかも知れない。

ところで、割書の場合の一行に収めるのを優先するといふこの条件は、一定の限られた幅の中に収める必要があるという点で、木簡の場合と共通であることにも気付く。先

程見た木簡の場合は、必ずしも割書の場合だけではなく、複数行の記載と捉えるべきものも多数あったが、その場合も、書けるスペースつまり行数が限られているという点では所与の条件は同じといってよからう。書式を決めるにあたって同様の意識が働くのはごく自然のことであろう。

それでは、段優先の意識は木簡と紙の文書とどちらに帰因するものであろうか。この点は、簡単には結論は出せないし、日本における文字文化が本来紙木併用として伝わったことを考えるならば、どちらか一方にその発生を求めるのは正しくはないであろう。しかし、どちらの場合に段優先の意識が強く働くかといえ、それは筆記スペースに限界がある木簡の方であろう。中国の木簡には連続して冊書とする使用法があったが、日本には木簡と紙の文化が同時に伝わったから、連続する必要があるような場合には紙を使えばよかった。そのため、木簡は単独使用が原則であったからである。そうであるならば、より段優先意識が強く働く木簡使用の衰退が、段優先意識の希薄化をもたらすことは十分に想定できるのではなからうか。木から紙へという大勢のなかで、紙の文書においてそれまで段優先で記していた部分が、紙における書式で一般的な行優先の書

式に置き換わっていったと考えられるのである。

このように考えると前述した神祇令の祭の読み順について、行読み立場に立つ最初の説が跡記であることは興味深い。跡記は、七八七年（延暦五）から七九一年（延暦十）まで頃の成立と目される令釈よりはあとの延暦年間に、令釈と相次いで成立したと考えられている。時は長岡京の時代で、長岡宮・京跡が木簡使用という点では平城宮・京跡に引けを取らないことは出土木簡が一万点に及ぶことから明らかであるが、その後まもなくの平安京への遷都（七九四年）以後、木簡の使用は急速に紙に置き換わっていったとみられている。日本における木簡使用の転換点を迎えるところある時期であるのは確かであろう。読み順には読み手の好みに左右される面も捨象はできないが、段読みから行読みへの変化の背景には、木簡から紙へという書写媒体の転換が影響していると考えられるのではないだろうか。

『令集解』の明法家の間で意見の分かれる神祇諸祭の読み順の問題をてがかりに、墨書媒体としての紙や木の墨書スペースのあり方が、段を優先して書くか行を優先して書くかの意識の違いを生み出し、ひいては段読みをするか行読みをするかという読み方にも反映するのではないかと、考えてみれば至極当然ともいえる臆測を導いた。書く段階と読む段階では時間差があるわけだから、書き手の意図がそのまま読み手に伝わるとは限らず、『令集解』の明法家の間で意見の対立が生まれていること自体が、書き手の意図が十分に伝わらなくなっている証拠でもある。意図がわからなくなっているからこそ、そのように読む（それはそのような意図で書いたという理解が前提にある）理屈の後付けに苦勞することにもなるわけである。

墨書媒体の特性が、無意識のうちに書き手の書式を規制することにもなるという本稿で述べた着想は、木簡や紙の文書の書式や墨書媒体としての特質を考えていく際にもっと考慮されるべき視点であろう。今後さらに事例の検討を加え、理論化していく手がかりになればと思う。

註

(1) この季夏・季冬条の読み方に関する註釈は、穴記関連の註釈の中に登場する。しかし、穴記の説なのか、穴記が引用する別解(二云)の説なのかは俄には決め難い。この点については、本稿二で述べる。

(2) 虎尾俊哉編『延喜式上』(訳注日本史料)(集英社、二〇〇〇年) 八一頁注1など参照。

(3) 道饗祭については、和田萃「夕占と道饗祭」(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰 中』塙書房、一九九五年。初出は一九八五年)、宍戸香美「鎮火祭・道饗祭にみる都城の境界」(『寧楽史苑』五二、二〇〇七年)、船井まどか「道饗祭の成立過程とその意義に関する一考察」(『神道研究集録』二六、二〇一二年) などがある。

なお、『延喜式』四時祭上には、33鎮火祭条、34道饗祭条がみえ、鎮火祭↓道饗祭という順序が踏襲されている。

(4) 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注『律令』(日本思想大系3)(岩波書店、一九七六年)、神祇令補注四a。なお、同書は仲冬条の本文としては、上卯相嘗祭、寅日鎮魂祭、下卯大嘗祭の順で改行して並べている。これは『令集解』の註釈の収録順とは一致せず、『令義解』の読み順(国史大系本の組みもこの読み順を生かした段組になっている)に合致している。ところが、同書は孟夏条や季夏条については『令集解』の註釈の収録順に本文を定めており(例えば、孟夏条は、神衣祭、大忌祭、三枝祭、風神祭の順)、『令義

解』の読み順（例えば、孟夏条は、神衣祭、三枝祭、大忌祭、風神祭の順）にはしていない。これは同書が定本とした藤波本『神祇令義解』（宮内庁書陵部所蔵。https://shoryobu.kunaicho.go.jp/Toshoryo/Viewer/1000183540000/6830b8c52b074dcb83a8e5a171fd88）に基（く）ものであるが、実は藤波本『神祇令義解』には、孟夏条の大忌祭と三枝祭、季夏条の鎮火祭と道饗祭の順序をそれぞれ入れ替える記号が施されているのに、これを本文として採用していないのである。前述のような不統一ともいえる状況が生じたのはこのためである。なお、国史大系本『令義解』は、祭名の部分を二段組みに組んでいるが、藤波本『神祇令義解』は一段組みであるから、養老令のテキストが二段組みになっただからといって、『令義解』の写本もそのようになっていたという保証があるわけではない。

(5) 註(4) 参照。なお、本稿で述べるように、同補注(以下、岩波補注)の説明にはやや問題のある箇所があるように思われる。そこで、岩波補注の説明を以下に紹介し、問題があると思われる部分について述べておく。

岩波補注は、『令集解』にみられる養老令本来の読み順に関する明法家の諸説から推定される養老令における本来の書き方を最初に掲げる。

孟夏 神衣祭 大忌祭
三枝祭 風神祭
季夏 月次祭 鎮火祭
道饗祭
孟秋 大忌祭 風神祭
季秋 神衣祭 神嘗祭
仲冬 上卯相嘗祭 下卯大嘗祭
寅日鎮魂祭
季冬 月次祭 鎮火祭
道饗祭

その上で、養老令本来の読み順に関する明法家の諸説を次のように整理する。

(一) 令釈の説。上段の二つを先に読み、次に下段の二つを読む説。義解も同じ。

(二) 穴記一云の説。上右・下右・上左・下左の順に読む説。

(三) 穴記の説。孟夏・仲冬条は(一)の順でよいが、季夏・季冬条は(二)の順に読むべしとする説。

(四) 跡記の説。一般には(二)により、仲冬条は(一)によるべしとする説。

そして、最後に、①本書(岩波本『律令』)が底本とした藤波本や猪熊本では、同季に三つ以上の祭があるときは二列ではなく三列に横に連ねており、順序は(四)をとり、傍注に別説を挙げていること、②『令集解』本文の順序は(二)をとっていること、の二点を指摘している。

この記述にはいくつかの問題がある。まず、養老令の本来の記載を推定した上で、明法家の各説を紹介しているが、養老令本来の記載は明法家の諸説から帰納されるべきものであるから、論旨の展開の都合はあるにせよ、本来的には手続が逆である。

次に各明法家の説の理解であるが、(一)は本稿で段読みと称した読み方に相当するもので、本稿では義解を優先したけれども、成立の順序は令釈の方が古く、説の系譜関係からいえば(二)の説明の方がよいかも知れない。

(二)は本稿で行読みと称した読み方に相当するもので、穴記一云がこの説を唱えているのは確かであるが、説の系譜関係を重視するのであれば、行読みを最初に主張したのは、本文で指摘したように跡記である。跡記の読み方については(四)として、「一般には(二)により、仲冬条は(二)によるべしとする説」とまとめているが、仲冬条については「但仲冬処擣レ上対レ下耳。寅日在二分之中一耳。」とするのみで、記載の書式を紹介するものの、読み順に関する明確な発言はない。勿論このような特記を加えたことは、跡記が仲冬条を(一)の方式で読んだ可能性を示唆するものではあるが、「(一)によるべし」としていると解するのは言い過ぎであろう。基本的に(二)の解釈であり、その最も古い説であることをこそむしろ重視すべきではないかと考える。

(三)については、このまとめ方では、穴記があたかも条

文ごとに適宜読み方を変えるような定見のない説のように受け取られかねないが、節の系譜関係を重視するのであれば、穴記は基本的に(二)の令釈や義解の読み方、すなわち段読み説を継承する説であることを把握しなければならぬ。孟夏・仲冬条だけが段読みだと論じているわけではなく、あくまで段読みが優れている(為レ長)ことの例示として両条を挙げているに過ぎないのである。思うに、岩波補注が穴記をこのように理解したのは、本文で述べるように、「又季夏・季冬」以下の部分を、穴記の文章と考えたからである。そのように恣意的に切り分ける必要はなく、穴記一云は最後まで続くとみる方が自然な解釈と思われる。したがって、「季夏・季冬条は(二)の順に読むべし」の部分は誤りであると考ええる。

(6) 岩波補注における分類(一)・(二)・(三)の詳細については、註(5)を参照。

(7) 実はここにも難題が潜んでいる。本稿では、本来「寅日祭」(寅日鎮魂祭)を読んでから下卯祭(下卯大嘗祭)を読むべきであるのに、先に「大嘗」(下卯祭)を読むのはなぜか、という読み順の問題と解したが、本来「寅日祭」(寅日鎮魂祭)を読んでから下卯祭(下卯大嘗祭)を読むように配置すべきであるのに、先に「大嘗」(下卯祭)を読むように配置しているのはなぜかという配置の問題とも解し得るのである。そうであれば、④は段読み説の立場に立っているといえる可能性が生まれてくるが、本稿では徹底して「読」

と表記して議論していることを重視し、前者の理解を支持した。いずれにせよかなりデリケートな議論であることは確かである。

(8) 岩波補注が⑤を穴記と考えたのは、恐らく註(4)前掲書が神祇令本文の底本に用いた藤波本『神祇令義解』(註(4)参照)に、⑤とほぼ同内容の次のような書き入れがあるためであろう。

穴云、季夏・季冬、道饗祭是海祭。^{〔唾〕}故私云是説為長也。

しかし、書き入れも『令集解』に基づいている可能性があり、この部分を穴記本文と考えるのは書き入れた者の一つの解釈の可能性が高いであろうから、これをもつて⑤を穴記本文と断言する絶対的な根拠にはならないであろう。

(9) 奈良文化財研究所の木簡データベース「木簡庫」における木簡Cの釈文表記は、こうした段優先の記載であることを考慮した表記になっている。すなわち、「・／米五斗／糯米五斗〃〇／大豆一斗／大角豆二斗〃〇／小豆二斗／炭二石〃〇／薪甘束／胡麻子一斗〃〃／胡麻油一斗／糖一斗〃〇／新小麦一石／小櫃二合〃〇／扞櫃二合／合十三種〃〇天平八年十一月九日内申」とあるのは、「〃〃」は割書の始まり、「〃〃」は割書の終わりを示すもので(なお、「〇」は空白を示す)、段ごとに割書が完結する書式であることを示している。通常の行を優先とする割書である場合は、次のような表記となる。「・／米五斗〇大豆一斗〇小豆二斗〇薪甘束／糯米五斗〇大角豆二斗〇炭二石〇胡麻子一斗〃〃／胡麻油

一斗〇新小麦一石〇扞櫃二合／糖一斗〇小櫃二合〇合十三種〃〇天平八年十一月九日内申」。

煩雑になるため掲示はしないが、木簡A、木簡Bについても段優先であることを考慮した釈文表記になっている。但し、木簡Dについては、行優先の釈文表記になっている(以上はいずれも二〇二二年八月現在)。

(10) 正倉院文書の出典は、東京大学史料編纂所『正倉院文書目録』(東京大学出版会)における断簡番号と、東京大学史料編纂所『大日本古文書(編年文書)』における所収(巻一頁)を併記することとする。